

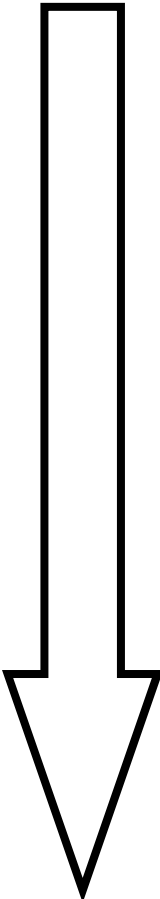


田中和徳、復興大臣を退任

今般の政権交代に伴い、田中和徳は1年余りの任期で復興大臣を退任。
昨年9月の就任以来、東日本大震災の復興に全力投球で挑みました。

1. 復興大臣田中和徳 1年の軌跡

38回の出張で被災地の6県53自治体を全て訪問、県知事や市町村長、
地元の企業、団体、避難者など、多くの方々の要望をお聞きしました。
その結果が、先般の基本方針策定や改正法成立の成果となりました。
しかし、震災から9年半が過ぎても、原発事故被災地域の復興は道半ば。

- 
- 2019年 9月** 第10代復興大臣に就任
ラグビーW杯において、秋篠宮ご夫妻のご臨席の下、
被災地の岩手県釜石市で開催された試合に出席
- 10月** 台風19号被災地域を視察、緊急支援対策を実行
- 12月** 今後の被災地復興の基本方針を取りまとめ、閣議決定
- 2020年 1月** 国会で新年度当初予算の審議が始まり、田中も答弁
- 3月** 予算が成立、政府が東日本大震災の慰霊式典を主催
- 6月** 復興庁延長法案など、5つの改正法が国会で成立
担当大臣として衆参の本会議や委員会で質疑、
答弁は107回に及び、改正案は可決・成立
- 9月** 9月16日に復興大臣を退任、後任は平沢勝栄氏

2. 今後の復興基本方針と、5つの改正法

東日本大震災被災地の現状

地震・津波被災地域：復興は概ね順調、一部の復興事業は継続中

原子力災害被災地域：今後も政府による中長期的な施策が不可欠

今後の被災地復興の主な基本方針（2019年12月閣議決定）

- ① 復興庁の設置期間を10年間延長し、引き続き復興大臣を置く
- ② 復興の進展に伴い、必要な地域に対して重点的に支援を行う
- ③ 農業振興と新産業の育成、避難者の帰還と県外からの移住促進、風評被害の払拭など、福島県の復興促進に強力に取り組む
- ④ 復興債の発行期間延長などを通じて、復興財源を確保する

復興関連法の改正（2020年6月成立）

基本方針に基づき、下記の5つの改正法案が国会で無事成立
田中も復興大臣として、衆参の本会議や委員会で107回も答弁

-
- ① 復興庁設置法 ② 復興特区法 ③ 福島復興再生特別措置法
 - ④ 復興財源確保法 ⑤ 特別会計法

震災の傷跡は色濃く、今も約4万4千人の避難者が帰郷できずにいます。
特に、福島県の復興には長期的な支援が必要、田中は今後も全力投球。